

悪質な投資勧誘にご注意ください！

株式や社債、ファンドなどの取引に関し、高齢者を中心にトラブルが多発しています。くれぐれもご注意ください。**不審に思ったら、すぐ財務局等窓口へご相談下さい。**

相談窓口：関東財務局理財部証券監督第一課（048-613-3952）

金融庁金融サービス利用者相談室（0570-016811）

（IP電話・PHSからは03-5251-6811）

※ 公的機関を装った投資勧誘や未公開株の被害回復等に関する悪質な電話によるトラブルが確認されております。関東財務局または委託を受けたと称する業者からこのような電話等を受けた場合には、すぐに上記窓口へご連絡願います。

1. 関東財務局からのお知らせ

○リーフレットなど

財務局作成リーフレット ～ 悪質な投資勧誘にご注意！！

講演会用資料 ～ 悪質な投資勧誘について

注意喚起広報用スライド資料 ～ 悪質な投資勧誘にご注意！！

○その他の情報

金融商品取引業者等に対する行政処分

報告命令に応じない適格機関投資家等特例業務届出業者等

偽造した関東財務局の印章を用いた文書による詐欺的行為にご注意ください！

金融商品取引業関係 （金融商品取引業関係全般の情報）

2. 金融庁からのお知らせ（金融庁ホームページにリンク）

未公開株取引等の問題に対する対応状況について

○パンフレット

こんな「うまい話」にご用心！

基礎から学べる金融ガイド 身につけよう金融知識

実例に学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック 等

○金融商品取引を行う前に、業者の登録の有無等をご確認ください！

免許・許可・登録等を受けている業者一覧

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について

金融商品取引業者と紛らわしい商号等を使用する者の名称等について

警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について

有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等について

- ・金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、その信用力が保証されているものではありません。
- ・登録を詐称している悪質な業者（無登録）もいますので、くれぐれもご注意ください。
- ・無登録で金融商品取引業を行う者の名称等は、警告を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者を掲載しています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください（有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等についても同様です）。

○総合的な情報（これまで発表した注意喚起情報等を総合的に掲載）

投資勧誘等にご注意ください！

投資を行っている方へ

3. その他相談窓口（関係機関のホームページへリンク）

○警察（警視庁、各道府県警本部等）

警察総合相談電話番号（短縮ダイヤル#9110）

○消費生活センター（独立行政法人国民生活センター）

消費者ホットライン（0570-064-370）

詳細は上記リンク先をご覧ください。